

## えひめこどもの城クールスポット整備業務 要求水準書

### 1 目的

本要求水準書はえひめこどもの城クールスポット整備業務において、愛媛県（以下「県」という。）が要求する整備基準（以下「要求水準」という。）を示すものであり、本業務に係る技術提案に適用する。

プロポーザル参加事業者は、要求水準に明記されている事項を満たした上で、自由な企画提案（技術提案）を行うことができるものとする。

### 2 対象業務

ア 基本設計・実施設計業務

イ 施工（公園工事）一式

（日除けシェルター及びミスト装置設置、ミニ SL トンネル改修等）

ウ 工事監理業務

エ 官公庁その他への手続及び関連業務

### 3 本業務の要求水準

#### 3-1 設計業務

##### (1) 共通留意事項

ア. 受注者は遵守すべき法規制・適用基準等に基づき、設計業務を実施すること。

イ. 受注者は業務の詳細及び当該工事の範囲について、発注者と連絡をとり、かつ十分に打ち合わせをして、業務の目的を達成しなければならない。

ウ. 受注者は、業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに発注者に、設計図を提出する等の中間報告をし、十分な打合せをしなければならない。

エ. 図面、工事内訳書等の用紙、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、発注者の指示によることとする。また図面は工事着手前設計図及び竣工図として取りまとめを行うこと。

##### (2) 各種調査業務

ア. 受注者は、遵守すべき法規制・適用基準等に基づき、整備対象施設の建設に必要な現地調査を実施し、結果を設計に反映すること。

イ. 受注者は、設計及び工事に当り必要となる測量を受注者の負担で実施することとする。ただし、測量を実施しなくても工事に影響がない場合や現地にて発注者及び指定管理者が確認できる場合は必要としない。

##### (3) 実施設計

ア. 受注者は、工事に係る設計図書として要求性能確認計画書を作成し、発注者による確認を受けなければならない。

イ. 受注者は、確認を受けた要求性能確認計画書に基づき、工事に必要となる実施

設計図書（施工図）を作成すること。

- ウ．受注者は、実施設計図書に基づき、工事計画を立案し、発注者及び指定管理者の確認を得なければならない。なお、工事計画の立案は、仮設計画（仮置き場、搬入経路、搬入車両）、施工計画（安全対策、工事方法、騒音有無、日程期間）を明記して提示するものとする。施工に関しての条件は、発注者及び指定管理者と調整して行うものとする。

### 3-2 建設業務

#### (1) 共通留意事項

- ア．受注者は定められた期間内に建設工事等を実施すること。
- イ．受注者は、遵守すべき法規制・適用基準等に基づき、建設工事を実施すること。
- ウ．受注者は、工事に係る諸手続きを実施すること。
- エ．工事に当たっては、発注者に各段階に必要な提出図書等の確認を図ること。
- オ．原則として工事中に第三者に及ぼした被害については、受注者が責任を負うものとするが、発注者及び指定管理者が責任を負うべき合理的な理由がある場合には、当該者が責任を負う。その他発注者は受注者に対して指示や必要書類の提出を求めることができる。

#### (2) 建設工事

##### (施工前)

- ア．着工に先立ち、指定管理者との調整及び工事準備調査等を十分に行い、工事の円滑な推進及び安全を確保すること。
- イ．準備調査において、敷地内に既存するものに手を加える（撤去、伐採など）場合は、事前に発注者及び指定管理者への確認を行うこと。
- ウ．施工計画書として、組織体制、基本品質、施工方法及び重要管理事項、工程計画、品質及び管理計画、安全対策等に関する下記の書類等を作成し、提出すること。
- ・現場代理人通知書
  - ・請負代金内訳書
  - ・工程表
  - ・施工体制台帳、再下請通知、施工体系図、作業員名簿
  - ・施工計画書（手順書、使用材料機器類計画書等）
  - ・要求性能確認計画書（一覧／独自書式にて本要求水準を満たすことが分かるチェックリストを提示）
- エ．縄張りにより現地にて施工範囲の可視化を実施し、支障となる工作物等について発注者及び指定管理者の了解を得ること。また支障がある場合はその復旧方法についても協議を行うこと。

(施工中)

- ア. 実施設計図書に基づき適切な施工を行うこと。
- イ. 受注者は発注者又は指定管理者に対し、施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- ウ. 工事により発生した廃棄物などについては、法令等に定められたとおり適切に処理すること。
- エ. 施工期間中は、園内利用者等の往来に十分配慮すること。敷地内外での事故防止に万全を期すこと。

(施工後)

- ア. 受注者は、受注者の責任及び費用において、竣工検査及び機器・器具類等の試運転等を実施すること。
- イ. 発注者は、受注者による竣工検査、試運転等の検査終了後、受注者の立ち合いのもとで、完成検査を実施するものとする。
- ウ. 受注者は、機器、器具、備品の取り扱いに関する説明を実施すること。なお説明は、管理者スタッフ等に対する説明会形式にて実施すること。

3-3 施設に関する要求水準

3-3-1 日除けシェルター

(1) 配置

- ア. 別図に示すエリア付近に配置することを想定しているが、来園者の動線等の想定からより効果的な場所があれば具体的に提案すること。(8箇所以上)
- イ. 配置位置には、3-3-2 ミスト装置を同箇所に設置すること。
- ウ. 7~9月の日影図により配置位置を検討すること。

(2) 意匠等

- ア. 屋根は、1箇所について $5\text{ m} \times 5\text{ m} = 25\text{ m}^2$ 程度とすること。
- イ. 屋根は、日影が発生する素材とし、使用していない時期は取り外しが可能である構造であること。
- ウ. えひめこどもの城にふさわしい明るく快活なデザインとすること。

(3) 構造等

- ア. 主要部分は鋼材とし、地際部(地上±10cm)には防食処置を施すこと。
- イ. 鋼材は亜鉛メッキ鋼管等腐食対策を行うこと。
- ウ. 塗装は焼付塗装仕上げ以上とすること。
- エ. 基礎は直接基礎を原則とする。
- オ. 風、荷重に対して安全であること。

カ. 上部は天幕、ビニール等で覆った場合で、容易に取り外し可能であること。

### 3-3-2 ミスト装置

#### (1) 配置

- ア. 3-3-1 日除けシェルターの配置位置に合わせて配置すること。なお、より効果的な場所への配置について追加提案することを妨げるものではない。
- イ. 付近の電源配電盤等及び給水施設（上水埋設管）の確認を行うこと。

#### (2) ミスト装置

- ア. ドライミスト発生装置を備えていること。
- イ. ミストノズルはステンレス製とすること。
- ウ. えひめこどもの城に相応しいデザインであること。
- エ. デイタイマーのほか、維持管理が容易な装備を備えること。
- オ. 夏季以外は収納が可能であること。（可搬式）
- カ. 転倒防止措置が図られていること。

#### (3) 給水設備

- ア. 補給水については直圧給水を基本とする。
- イ. 補給水は設置予定箇所付近に、散水栓ボックス及び散水栓を設置すること。
- ウ. 散水栓については、直近の上水配管よりT字分岐を行い、地中配管で散水栓まで接続すること。（各箇所10mを想定。超える場合は協議とする）
- エ. 地中埋設時の埋設深度は、GL-600以上を確保することとし、良質砂にて埋戻を行うこと。
- オ. 舗装は現状舗装で復旧すること。
- カ. 地中埋設管上部には埋設表示テープを設置すること。また、分岐箇所地上に給水分岐が分かる埋設鋏を設置すること。
- キ. 附近には中水管は並走して埋設されているため取違いには十分注意すること。
- ク. 散水栓ボックス蓋は、歩道部と車道部で使い分けを行うこと。なお、意匠については既製品の範疇とする。
- ケ. 散水栓ボックス内には上水であることを明記しておくこと。
- コ. 散水栓はキー付きとすること。

#### (4) 電気設備

- ア. 必要となる電気設備として、付近に電源コンセントボックスを設置すること。
- イ. 本体から電源ボックスまでの電源コードについては、コードカバー等でつまづき防止措置を行うこと。
- ウ. 電源コンセントボックスは、2口コンセントを備えた防水、鍵付きカバーで覆われたものであること。

- エ. 取付位置については、指定管理者と協議の上、付近の支障のない箇所に設置すること。
- オ. コンセントボックスまでの電源供給については、直近の配電盤から独立して配線を行うこと。配線経路、位置、受電箇所については指定管理者との協議の上決定すること。（各箇所20m程度を想定。超える場合は協議とする）
- カ. 配線方法については、VE管等の保護管を用いること。もしくはコルゲートケーブルを使用すること。

### 3-3-3 旧SLトンネルの改修

#### (1) トンネル内

- ア. 延長約18m、幅2.4m、高さ2.5mのトンネル空間について、園内利用者が移動しながら涼を感じられる通路とするよう整備すること。
- イ. 躯体は流用することとし、内装及び外装については、施設に相応しいデザインとすること。
- ウ. 通路構造物であり建築物ではないため、間仕切り等を使用する場合は難燃性ビニールカーテンを活用すること。
- エ. 必要に応じて照明設備やベンチ、ミスト発生装置等を配備すること。

#### (2) トンネル周辺

- ア. 園路からのアクセスが容易であること。
- イ. 既設防護柵を改修し、安全な動線を確保すること。

### 3-4 その他

- ア. 引き渡し後、えひめこどもの城のスタッフが日常的に行う点検業務等、必要なマニュアルを作成すること。
- イ. 上記業務以外に、魅力向上に資する提案があれば、工種の範囲内で独自提案として追加提案すること。ただし、実施については別途協議の上、決定するものとする。
- ウ. 業務の実施に当たっては、提案を基に、愛媛県及びえひめこどもの城指定管理者（以下、「指定管理者」という）との協議によって決定する。
- エ. 別途愛媛県が直接または委託して実施する広報等に係る業務について、誠実に協力すること。
- オ. その他、内容や進捗状況について、愛媛県、指定管理者、関係機関等と綿密に協議を行うこと。
- カ. 愛媛県は、業務実施過程で本要求水準書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、契約額の範囲内において仕様の変更に応じること。
- キ. 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解

- なく公表又は使用してはならない。
- ク．受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

